

新規上場申請のための半期報告書

(第14期中)

自 2025年1月1日
至 2025年6月30日

PRONI株式会社

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3 【経営上の重要な契約等】	5
第3 【提出会社の状況】	6
1 【株式等の状況】	6
(1) 【株式の総数等】	6
① 【株式の総数】	6
② 【発行済株式】	6
(2) 【新株予約権等の状況】	7
① 【ストックオプション制度の内容】	7
② 【その他の新株予約権等の状況】	15
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	15
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	15
(5) 【大株主の状況】	16
(6) 【議決権の状況】	16
① 【発行済株式】	16
② 【自己株式等】	17
2 【役員の状況】	18
第4 【経理の状況】	19
1 【中間財務諸表】	20
(1) 【中間貸借対照表】	20
(2) 【中間損益計算書】	21
(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】	22
【注記事項】	23
【セグメント情報】	25
2 【その他】	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	28

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年11月20日
【中間会計期間】	第14期中（自2025年1月1日 至2025年6月30日）
【会社名】	PRONI株式会社
【英訳名】	PRONI Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 柴田 大介
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田三丁目20番14号 住友不動産高輪パークタワー12F
【電話番号】	03-5475-5350（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部部長 小林 亮
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田三丁目20番14号 住友不動産高輪パークタワー12F
【電話番号】	03-5457-5350（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部部長 小林 亮

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 中間会計期間	第13期
会計期間	自2025年1月1日 至2025年6月30日	自2024年1月1日 至2024年12月31日
売上高 (千円)	1,432,113	2,197,804
経常利益又は経常損失(△) (千円)	174,185	△383,095
中間純利益又は当期純損失(△) (千円)	214,679	△270,464
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000
発行済株式総数 普通株式 A種優先株式 (株) B種優先株式 C種優先株式	413,256 224,725 21,970 75,027 91,534	413,256 224,725 21,970 75,027 91,534
純資産額 (千円)	893,298	663,207
総資産額 (千円)	2,183,278	1,771,498
1株当たり中間純利益又は1株当 たり当期純損失(△) (円)	519.48	△654.47
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	39.7	36.8
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	136,640	△343,214
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△46,896	△1,152
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	225,265	△179,184
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	1,514,558	1,199,549

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 当社は、第13期中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、第13期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次	第14期 中間会計期間	第13期
会計期間	自2025年1月1日 至2025年6月30日	自2024年1月1日 至2024年12月31日
1株当たり中間純利益又は1株当 たり当期純損失(△) (円)	51.95	△65.45
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、前年同中間会計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は1,878,533千円となり、前事業年度末に比べ317,472千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が315,009千円増加したことによるものであります。固定資産は304,744千円となり、前事業年度末に比べ94,307千円増加いたしました。これは主に無形固定資産が54,770千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、2,183,278千円となり、前事業年度末に比べ411,780千円増加いたしました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は456,077千円となり、前事業年度末に比べ70,397千円減少いたしました。これは主に賞与引当金が36,798千円減少したことによるものであります。固定負債は833,902千円となり、前事業年度末に比べ252,086千円増加いたしました。これは主に長期借入金が252,234千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、1,289,979千円となり、前事業年度末に比べ181,688千円増加いたしました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は893,298千円となり、前事業年度末に比べ230,091千円増加いたしました。これは主に中間純利益214,679千円によるものであります。

この結果、自己資本比率は39.7%（前事業年度末は36.8%）となりました。

(2) 経営成績の状況

当社は、「受発注を変革するインフラを創る」というビジョンを掲げ、受注企業と発注企業を繋ぐ、国内最大級のBtoBマッチングプラットフォーム「PRONIアイミツ」を開設しております。役務からSaaSまで、幅広いカテゴリーにおけるサービスやツールのマッチングを通じて、利用企業の業務効率化や生産性の改善、顧客獲得等を実現することができます。

当中間会計期間では、①通期売上高30億円、利益2.7億円の達成、②AI活用、プロダクト化による一人当たり売上高20百万円の達成、③事業計画を達成できる組織構築の3つを掲げ、事業を推進してまいりました。

上記方針の下、新組織・体制への変更を行い、発注者の課題を総合的に解決するための複数カテゴリーにおける発注提案や、AIを活用した高精度かつ迅速なマッチング方法の導入、業務プロセスの見直しと生産性の向上を通じて、中間期間の予算を上回る売上高、利益を達成し、6月では過去最高の月次売上高、利益を計上しています。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は1,432,113千円、営業利益は178,540千円、経常利益は174,185千円、中間純利益は214,679千円となりました。

なお、当社はマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は1,514,558千円となり、前事業年度末に比べ315,008千円増加しました。

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は136,640千円となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上174,185千円、前払費用の減少額44,783千円の増加要因があった一方、売掛債権の増加額59,541千円の減少要因があつたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は46,896千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出44,917千円の減少要因があつたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は225,265千円となりました。これは主に、長期借入による収入294,000千円の増加要因があつたことによるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当中間会計期間における研究開発活動の金額はございません。

なお、当中間会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,800,000
A種優先株式	50,000
B種優先株式	100,000
C種優先株式	200,000
計	2,150,000

(注) 2025年9月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止し、さらに発行可能株式総数を変更しております。これにより、発行可能株式総数は2,150,000株から13,850,000株増加し、16,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） (2025年6月30日)	提出日現在発行数（株） (2025年11月20日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	224,725	4,132,560	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。（注）1，2，3
A種優先株式	21,970	—	非上場	（注）1
B種優先株式	75,027	—	非上場	（注）1
C種優先株式	91,534	—	非上場	（注）1
計	413,256	4,132,560	—	—

- (注) 1. 2025年8月27日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年9月15日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主にA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。
2. 2025年8月27日開催の臨時取締役会決議により、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は3,719,304株増加しております。
3. 2025年9月16日開催の臨時株主総会決議により、2025年9月17日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2025年1月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員4名及び従業員99名
新株予約権の数（個）	38,698（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 38,698（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）2
新株予約権の行使期間	2027年2月1日から2035年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）5	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

※新株予約権の発行時（2025年1月31日）における内容を記載しております。

（注）1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式1株とし、本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、50,000株を上限とする。ただし、本新株予約権1個当たりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあり、この場合の付与株式数は、当該調整後の本新株予約権1個当たりの目的である株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、本要項において、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

2. 1株につき金1円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。

会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、（注）1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

会社が、（i）時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は（ii）時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。）

の発行又は処分（無償割当による場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}$$
$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（注）2の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

会社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

会社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、（注）2に基づく調整は行われないものとする。

3. 行使条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権」という。）について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権者は、会社の株式が上場されるまでの期間は、本新株予約権行使することはできないものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 本新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権行使した場合に、当該行使により当該本新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (5) 会社において支配権移転事由を伴う取引を行うことを決定した場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、以下に掲げる事由のいずれかの事由をいう。
 - ①合併、株式交換、株式交付又は株式移転（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、存続会社又は

- 完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)
- ②事業の全部又は実質的に全部の譲渡（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、譲受会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ③会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ④会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）

4. 相続

本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

5. 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、会社において別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、会社において取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、会社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下、総称して「組織再編行為」という。）、会社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する事業譲渡契約、全部取得条項付種類株式の取得、又は株式併合について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われた場合
- (2) 本新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合
- (3) 本新株予約権者が（i）会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業（以下総称して「競合事業」という。）を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、（ii）競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、（iii）競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、（iv）競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 会社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主（複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。）から、会社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、会社において当該譲渡が承認された場合
- (5) 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合
- (6) 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (8) 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (9) 本新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (10) 本新株予約権者が以下のいずれの身分をも喪失した場合。ただし、会社の取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）において、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認める旨の決議がなされた場合は除く。
- ①会社又はその関係会社の取締役、監査役又は執行役
- ②会社又はその関係会社の使用人（契約社員については正社員と同水準の就労を行うものに限るものとし、アルバイトを除く。）
- (11) 本新株予約権者が会社又はその関係会社の取締役、監査役、執行役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
- ①自己に適用される会社又はその関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

②本新株予約権者が取締役、監査役又は執行役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合

6. 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者に対して、手続に応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換、株式移転若しくは株式交付における親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本方針（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

[ストックオプション制度の内容]に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

決議年月日	2025年1月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取引先法人1社及び当社取引先個人1名
新株予約権の数（個）	1,155（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,155（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）2
新株予約権の行使期間	2027年2月1日から2035年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）5	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

※新株予約権の発行時（2025年1月31日）における内容を記載しております。

（注）1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式1株とし、本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、50,000株を上限とする。ただし、本新株予約権1個当たりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあり、この場合の付与株式数は、当該調整後の本新株予約権1個当たりの目的である株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。会社が普通株

式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、本要項において、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

2. 1株につき金1円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。

会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、（注）1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

会社が、（i）時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は（ii）時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、本号における各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当のための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）

の数を控除した数を意味するものとする（ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(注) 2の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

会社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(注)2に基づく調整は行われないものとする。

3. 行使条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権」という。）について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権者は、会社の株式が上場されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 本新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該本新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (5) 会社において支配権移転事由を伴う取引を行うことを決定した場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、以下に掲げる事由のいずれかの事由をいう。
 - ①合併、株式交換、株式交付又は株式移転（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
 - ②事業の全部又は実質的に全部の譲渡（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、譲受会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
 - ③会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
 - ④会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）

4. 相続

本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

5. 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、会社において別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、会社において取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、会社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下、総称して「組織再編行為」という。）、会社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する事業譲渡契約、全部取得条項付種類株式の取得、又は株式併合について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われた場合

- (2) 本新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合
- (3) 本新株予約権者が（i）会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業（以下総称して「競合事業」という。）を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、（ii）競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、（iii）競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、（iv）競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 会社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主（複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。）から、会社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、会社において当該譲渡が承認された場合
- (5) 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合
- (6) 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (8) 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があつた場合
- (9) 本新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (10) 本新株予約権者が以下のいずれの身分をも喪失した場合。ただし、会社の取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）において、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認める旨の決議がなされた場合は除く。
 - ①会社又はその関係会社の取締役、監査役又は執行役
 - ②会社又はその関係会社の使用人（契約社員については正社員と同水準の就労を行うものに限るものとし、アルバイトを除く。）
- (11) 本新株予約権者が会社又はその関係会社の取締役、監査役、執行役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - ①自己に適用される会社又はその関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ②本新株予約権者が取締役、監査役又は執行役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合

6. 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者に対して、手続に応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換、株式移転若しくは株式交付における親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項第3号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
[ストックオプション制度の内容]に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、権利行使期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

②【他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2025年1月1日～ 2025年6月30日	—	普通株式 224,725 A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027 C種優先株式 91,534	—	100,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エールユー	東京都品川区東五反田三丁目20番14号住友不動産高輪パークタワー12F	120,000	29.04
JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門二丁目3番1号	54,021	13.07
栗山 規夫	東京都品川区	48,745	11.80
柴田 大介	東京都文京区	26,520	6.42
モバイル・インターネット・キャピタル株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	24,008	5.81
ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	23,486	5.68
株式会社リブセンス	東京都港区海岸一丁目7番1号東京ポートシティ竹芝10階	23,484	5.68
Spiral Capital Japan Fund 2号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目11番1号	21,008	5.08
SBI 4 & 5 投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	12,004	2.90
日本郵政キャピタル株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	12,004	2.90
計	—	365,280	88.39

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 224,725 A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027 C種優先株式 91,534	普通株式 224,725 A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027 C種優先株式 91,534	1(1)の②【発行済株式】の「内容」記載を参照。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	413,256	—	—
総株主の議決権	—	413,256	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5－6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,234,554	1,549,563
売掛金	255,973	315,515
その他	90,721	37,956
貸倒引当金	△20,188	△24,502
流動資産合計	<u>1,561,061</u>	<u>1,878,533</u>
固定資産		
有形固定資産(純額)	32,263	31,077
無形固定資産	-	54,770
投資その他の資産		
繰延税金資産	113,402	154,162
その他	66,615	65,394
貸倒引当金	△1,843	△660
投資その他の資産合計	<u>178,174</u>	<u>218,896</u>
固定資産合計	<u>210,437</u>	<u>304,744</u>
資産合計	<u>1,771,498</u>	<u>2,183,278</u>
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	125,787	104,818
未払金	185,447	210,240
未払法人税等	530	182
未払消費税等	64,064	42,261
賞与引当金	49,245	12,447
その他	101,399	86,127
流動負債合計	<u>526,474</u>	<u>456,077</u>
固定負債		
長期借入金	581,420	833,654
その他	396	248
固定負債合計	<u>581,816</u>	<u>833,902</u>
負債合計	<u>1,108,291</u>	<u>1,289,979</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	833,636	567,645
利益剰余金	△281,125	199,545
株主資本合計	<u>652,510</u>	<u>867,190</u>
新株予約権	10,696	26,108
純資産合計	<u>663,207</u>	<u>893,298</u>
負債純資産合計	<u>1,771,498</u>	<u>2,183,278</u>

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
売上高	1,432,113
売上原価	128,562
売上総利益	1,303,550
販売費及び一般管理費	1,125,010
営業利益	178,540
営業外収益	
受取利息	539
ポイント収入	4,834
その他	1,281
営業外収益合計	6,655
営業外費用	
支払利息	5,010
支払手数料	6,000
営業外費用合計	11,010
経常利益	174,185
税引前中間純利益	174,185
法人税等	△40,494
中間純利益	214,679

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2025年1月1日
至 2025年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	174,185
減価償却費	4,530
株式報酬費用	15,412
貸倒引当金の増減額（△は減少）	3,129
賞与引当金の増減額（△は減少）	△36,798
受取利息及び受取配当金	△539
支払利息	5,010
営業外費用における支払手数料	6,000
売上債権の増減額（△は増加）	△59,541
前払費用の増減額（△は増加）	44,783
未払金の増減額（△は減少）	24,643
未払費用の増減額（△は減少）	368
前受金の増減額（△は減少）	△3,176
未払消費税等の増減額（△は減少）	△21,802
その他	△14,991
小計	141,213
利息及び配当金の受取額	539
利息の支払額	△4,544
法人税等の支払額	△568
営業活動によるキャッシュ・フロー	136,640
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,979
無形固定資産の取得による支出	△44,917
その他	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△46,896
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	294,000
長期借入金の返済による支出	△68,735
財務活動によるキャッシュ・フロー	225,265
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	315,008
現金及び現金同等物の期首残高	1,199,549
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,514,558

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。）等を当中間会計期間の期首から適用しております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
給料手当	352,829千円
賞与引当金繰入	15,181
広告宣伝費	344,080
貸倒引当金繰入	5,435

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は下記のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
現金及び預金勘定	1,549,563千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△35,005
現金及び現金同等物	1,514,558

(株主資本等関係)

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

2025年3月31日開催の定時株主総会の決議に基づき、2025年3月31日付でその他資本剰余金の減少の効力が発生しております。それに伴い繰越利益剰余金の欠損填補として資本剰余金から利益剰余金への振替を行ったことにより、資本剰余金が265,991千円減少し、利益剰余金が265,991千円増加しております。

この結果、当中間会計期間末において資本剰余金が567,645千円、利益剰余金が199,545千円となっております。なお、これによる株主資本の合計金額への影響はありません。

(金融商品関係)

当中間貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はマッチング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当中間会計期間（自2025年1月1日 至2025年6月30日）

(単位：千円)

	収益金額
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	535,147
一時点で移転される財又はサービス	896,965
顧客との契約から生じる収益	1,432,113
外部顧客への売上高	1,432,113

(注) 1. 一定の期間にわたり移転される財又はサービスには、主に初期費用、紹介手数料の月額課金、掲載費用が含まれております。

2. 一時点で移転される財又はサービスには、主に紹介手数料の従量課金、成約手数料等が含まれております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益	51円95銭
(算定上の基礎)	
中間純利益（千円）	214,679
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	214,679
普通株式の期中平均株式数（株）	4,132,560
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2025年1月23日開催の取締役会決議による第4回新株予約権の一部の取得及び消却 新株予約権の数 △4,450個 (普通株式 △44,500株) 2025年1月31日開催の取締役会決議による第5・6回新株予約権 新株予約権の数 39,853個 (普通株式 398,530株)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 2025年1月23日開催の取締役会において、第4回新株予約権の一部を定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年2月10日付で無償取得し、同日付で会社法第276条の規定に基づき消却しております。

3. 2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当中間会計期間の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 優先株式の取得及び消却と普通株式の交付

当社は、2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月15日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得した各優先株式のすべてを2025年9月15日付で消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	21,970株
B種優先株式	75,027株
C種優先株式	91,534株

(2) 交換により交付した普通株式：188,531株

(3) 増加後の発行済普通株式数：413,256株

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2025年8月27日開催の取締役会決議により、2025年9月17日付で株式分割を行っております。また2025年9月16日開催の臨時株主総会決議により、2025年9月17日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2025年9月17日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割しております。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	413,256株
今回の分割により増加する株式数	3,719,304株
株式分割後の発行済株式総数	4,132,560株
分割後の発行可能株式総数	16,000,000株

③株式分割の効力発生日

2025年9月17日

④1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

(3) 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月12日

P R O N I 株 式 会 社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 倉 持 直 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 梶 井 康 貴
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているPRONI株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRONI株式会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上